

関西電力株式会社代表取締役社長 八木 誠 様

10・26反原子力の日に際して、 9電力社長懇談会[㊟]文書「日本原電への支援について」に 抗議し、緊急質問状への回答等を申し入れます

若狭連帯行動ネットワーク

貴職は、10・26反原子力の日を前にした10月25日の定例会見で、耐用年数が過ぎた原発の「新增設、リプレースは必要だ」との見解を示し、「安定供給と低廉な料金を持続するには、原発が一定の役割を果たすのが必要だ」と述べました。しかし、原発重大事故が起これば、電力の安定供給を危うくし、国家存亡の危機をもたらす、原子力損害賠償・除染・汚染水対策・廃炉など莫大なコストがかかり、経済性もないことは明白です。いつまでこのようなでたらめな発言を繰り返すのでしょうか。10万年以上の安全管理が求められる使用済核燃料や高レベル放射性廃棄物を無責任に生み出し続けるのはもうやめるべきです。

10月16日、貴社は今年9月中間連結決算の業績予想を上方修正し、当初予想の320億円の赤字から150億円の黒字へ転換すると発表しました。5月からの電力料金の値上げからたった4ヶ月で黒字になるとは、いかにでたらめな経営を行って私たちを欺いているのかと、あきれかえります。このようなもうけは、消費者に還元すべきです。

また、10月6日のマスコミ報道によれば貴社は子会社を通じて来春、首都圏で売電事業を始めるとしています。関西の電力独占を維持させながら首都圏にまで活路を求めるとしています。このことは、自ら電力市場の地域独占を否定するものです。この際、発送電を分離させ、関西エリアを含めた電力完全自由化に協力し、経営方針を再生可能エネルギー促進・脱原発へ転換すべきです。

貴社をはじめとする社長懇談会が2013年1月24日に開かれ、「日本原電への支援について」と称する電気事業連合会作成の[㊟]文書が暴露されました。この[㊟]文書は5月1日の電気料金値上の妥当性を根底から揺るがすものであり、次のことを強く求めます。

1. 「日本原電破綻のリスクを回避し、破綻までの時間的猶予を確保する」ため電力消費者の負担による日本原電支援を合意したことについて、事実関係を公の場で説明し、電力消費者に謝罪してください。
2. 敦賀1・2号と志賀2号との電力基本契約の改定を関係四社で協議し、「受電なき電力購入費」を廃止してください。
3. 長期停止石油火力の場合と同様に、長期停止中の原発維持費を削減し、その分の電気料金を値下げして下さい。

さらに次のことを強く求めます。原発に頼る経営方針とそれが福島第一原発重大事故を引き起こしたことの責任を貴職自ら反省し、原発がすべて止まっている今、脱原発をめざす企業に転換することを切に願うものです。

1. 国民の多数による脱原発の意思を尊重し、すべての原発の再稼働を断念し、脱原発へ転換して下さい。
2. 原発輸出への負担をやめ、「建設・所有・運転(BOO)」契約等における原発運転会社の引き受け・出資・支援・協力を一切行わないで下さい。
3. 再生可能エネルギー普及への妨害をやめ、発送電分離に全面協力して下さい。
4. プルサーマルを中止し、六カ所再処理工場を閉鎖するよう、株主として日本原燃へ勧告して下さい。

以上

関西電力株式会社代表取締役社長 八木 誠 様

9電力社長懇談会^秘文書「日本原電への支援について」 に関する緊急質問状

若狭連帯行動ネットワーク

貴社をはじめとする社長懇談会が2013年1月24日に開かれ、「日本原電への支援について」と称する電気事業連合会作成の^秘文書が暴露されました。朝日新聞経済部著「電気料金はなぜ上がるのか」(岩波新書、2013年8月21日第1刷発行)のp.174に「日本原電の経営支援を訴える電事連の内部資料」と題して、^秘文書の写真が掲載されています。同懇談会では、この^秘文書に基づき、社長同士で秘密裏に日本原電救済策が議論されたものと推測されます。というのは、日本原電の資金需要についてこの間生じた出来事は、この^秘文書に書かれた内容に沿って行われているからです。

許せないのは、日本原電への支援策が、株主たる電力会社等の利益や資産を処分することで行われるのではなく、電気料金の値上げによって賄われていることです。社長同士で密談を交わし、電力消費者からの電気料金値上げ額に直接関係することであるにもかかわらず、電力会社の利益を優先させ、私たち消費者には全く説明せず、黙ってこのような密談を交わし決定していたことは断じて許せません。

ここに緊急の質問状を提出しますので、至急、貴職または責任ある立場の方による文書回答と口頭での説明を求めます。

1. ^秘文書の真偽について

(1)朝日新聞経済部著「電気料金はなぜ上がるのか」(岩波新書、2013年8月21日第1刷発行)のp.174に「日本原電の経営支援を訴える電事連の内部資料」として掲載されている文書は本物であることに相違ありませんか。もし、違うのであれば、どこが違うのかを具体的に説明して下さい。

[関電回答]ご提示されております電事連の内部資料とされる掲載内容につきましては当社の資料ではなく、お答えする立場にありませんので、回答を差し控えさせていただきます。

(2)2013年1月24日に開かれた社長懇談会には、電気事業連合会構成員たる一般電気事業者(電力10社)の社長以外に、日本原電、日本原燃または原子炉メーカー等の関係者はオブザーバー等としても参加していませんでしたか。

[関電回答]これにつきましても、電事連の内部資

料とされる掲載内容につきましては当社の資料ではございませんので、参加していたかどうかについても、お答えする立場にありませんので、回答を差し控えさせていただきます。

2. 日本原電との基本契約について

(1)貴社は日本原電との間で基本契約を結んでおり、「原電敦賀の長期間停止の場合またはその利用率がはなはだしく低い場合には、基本料金の負担について別途四社で協議する。」となっています。ここに四社とは、日本原電、中部電力、北陸電力および関西電力です。貴社は、敦賀原発が長期間停止している状況下で電気料金を値上げしましたが、そこには「敦賀原発への受電なき電力購入費」が含まれています。電気料金を徴収する立場の貴社としては、電気料金値上げ申請の前に四社協議を行い、そこでの議論の経緯と結果を消費者にきちんと説明して当然なのではありませんか。このような四社協議は、いつ行われ、どのような結論になったのか、具体的に説明して下さい。

さい。もし、行っていないのであれば、契約に記載されているにもかかわらず、なぜ行わなかったのか、その理由を説明してください。

[関電回答]協議の詳細につきましては、個別契約に関わる内容もございますので、回答は控えさせていただきます。

(2)今年1月24日の社長懇談会で「③東海第二、敦賀1号・2号の定期検査費用の内、工事完了分を支払いすること」および「④平成25年度の受給料金を前払いすること(四半期分)」は社長会で合意されたのですか。これらの日本原電への支払いはいつ行われたのですか。

[関電回答]これはもう前と一緒に、電事連の内部資料とされる掲載内容につきましては当社の資料ではございませんので、お答えする立場にありませんので、回答を差し控えさせていただきます。

(3)貴社はこれまで、電気料金値上げコストに「受電なき電力購入費」を含める理由を次のように説明してきました。

「日本原電敦賀原子力発電所からの受電はゼロと想定しております。しかし、今後早期の再稼働を期待していること、また、当該発電所は受電会社が全量受電することを前提に開発された共同開発に近い原子力発電所であることから、原子力発電所を安全に維持・管理する費用等につきましては、自社電源と同様に事業に必要な費用であり、現行の受給契約に基づき原価算入しております。」

しかし、これは単なる口実にすぎませんでした。⑯文書の「支援理由」によれば、「日本原電破綻の影響を緩和するための時間稼ぎ」が目的であり、日本原電株主としての電力会社の自己都合に過ぎず、電気料金値上げに「受電なき電力購入費」を含める正当な理由はないということになります。これに相違ありませんか。

[関電回答]根拠とされております朝日新聞の岩波出版の資料につきましては、先ほどから何回も

申し上げておりますけれども、当社の資料ではございませんので、お答えする立場にありませんので、回答は差し控えさせていただきます。

以上

賛同団体・個人：

①原発ゼロ上牧行動、②鈴木恵美子、③金澤知成、④原発の危険性を考える宝塚の会、⑤福島の子もたちを放射能から守ろう・関西、⑥京都原発研究会、⑦風をおこす女の会、⑧ストップ・ザ・もんじゅ、⑨景山茂樹、⑩景山京子、⑪神戸YWCA平和活動部、⑫住吉純子、⑬子どもたちを放射能から守る大阪ネットワーク、⑭STOP原子力★関電包囲行動、⑮平和と民主主義をめざす全国交歓会(ZENKO)、⑯奈良脱原発ネットワーク、⑰さよなら原発生駒、⑱とめよう原発！！関西ネットワーク、⑲9条改憲阻止共同行動、⑳全日本港湾労働組合関西地方大阪支部、㉑関西合同労働組合関西地方大阪支部、㉒ノーニュークス・アジア・フォーラム・ジャパン、㉓原発をなくそう芦屋連絡会、㉔どこまでも9条の会、㉕さよならウラン連絡会、㉖安全食品連絡会、㉗さよなら原発北葛の会、㉘神戸YWCA、㉙チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、㉚地球救出アクション97、㉛ヒバク反対キャンペーン、㉜反原発奈良教職員の会、㉝環境フォーラム市民の会(豊中)、㉞若狭連帯行動ネットワーク

(11月5日現在34)

<参考>

日本原電の経営支援を訴える電事連の内部資料

【秘】当会関係者限り 電気事業連合会
社長懇談会資料

秘

日本原電への支援について

2013年1月24日

【お諮り事項】日本原電への支援の大枠(案)

○電力9社は日本原電の経営支援のため、以下の大枠に合意する。

○本支援の実施決定は、本年3月度の総合政策委員会で行う。なお、今後、同社の事業環境に大幅な状況変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行う。

<支援理由>

✓ 破碎帯問題の深刻化等により、日本原電を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、同社は企業存続できるかどうかの岐路にある。特に、金融機関の融資姿勢が厳しくなる中、本年4月の資金調達が実施できなければ、同社は経営破綻とならざるを得ない差し迫った状況にある。

✓ 仮に同社が破綻した場合、原子力政策・制度や再稼働への影響等、原子力事業・電力事業全体への影響は計り知れず、これらのリスクを避けることは全社共通の利益となる。

✓ 従って、早期廃炉に対するセーフティネットの整備を急ぐとともに、その間、業界をあげて同社の経営支援を行い、時間的猶予を確保する必要がある。そうすることで、破碎帯調査や安全規制、政策の動向を見極めつつ、全社で日本原電の将来のあり方の検討を進めることも可能となる。

✓ 一方、再稼働の見通しが全く立たない現状では、受電・非受電の枠を超えた支援が必要であり、日本原電との関係や負担の公平性に配慮しつつ、全社で日本原電の支援を行うこととしたい。

<支援内容>

✓ 日本原電及び受電会社は、平成25年度の資金需要について、設備工事先送り等による再稼働の遅延を容認した上で、事業継続が可能な範囲で最小限の額とする。

✓ 電力9社は、日本原電が行う平成25年4月の資金調達額を1,040億円以下に抑制するため、以下の資金対策に協力する。とりわけ、非受電会社は、自ら債務保証ができない状況に鑑み、最大限の協力を検討する。

(9社による協力)

① 日本原燃が日本原電に対し再処理前払金を返還することを容認すること

② 日本原電が保有する日本原燃の株式を買い取ること

(受電会社による協力)

③ 東海第二、敦賀1号・2号の定期検査費用の内、工事完了分を支払いすること

④ 平成25年度の実給料金を前払いすること(四半

期分)

※なお、資金対策の内、①③④の実施を先行し、②については原電の資金需要を勘案し、必要に応じて実施する。

✓ 受電会社は、上記により抑制した外部資金調達額に対し、債務保証を行う。

朝日新聞経済部著「電気料金はなぜ上がるのか」(岩波新書、2013年8月21日第1刷発行)p.174

社長懇談会資料

秘

日本原電への支援について

2013年1月24日

【秘】当会関係者限り 電気事業連合会

【お諮り事項】日本原電への支援の大枠(案)

○電力9社は、日本原電の経営支援のため、以下の支援の大枠に合意する。
○本支援の実施決定は、本年3月度の総合政策委員会でを行う。なお、今後、同社の事業環境に大幅な状況変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行う。

<支援理由>

✓ 破碎帯問題の深刻化等により、日本原電を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、同社は企業存続できるかどうかの岐路にある。特に、金融機関の融資姿勢が厳しくなる中、本年4月の資金調達が実施できなければ、同社は経営破綻とならざるを得ない差し迫った状況にある。

✓ 仮に同社が破綻した場合、原子力政策・制度や再稼働への影響等、原子力事業・電力事業全体への影響は計り知れず、これらのリスクを避けることは全社共通の利益となる。

✓ 従って、早期廃炉に対するセーフティネットの整備を急ぐとともに、その間、業界をあげて同社の経営支援を行い、時間的猶予を確保する必要がある。そうすることで、破碎帯調査や安全規制、政策の動向を見極めつつ、全社で日本原電の将来のあり方の検討を進めることも可能となる。

✓ 一方、再稼働の見通しが全く立たない現状では、受電・非受電の枠を超えた支援が必要であり、日本原電との関係や負担の公平性に配慮しつつ、全社で日本原電の支援を行うこととしたい。

<支援内容>

✓ 日本原電及び受電会社は、平成25年度の資金需要について、設備工事先送り等による再稼働の遅延を容認した上で、事業継続が可能な範囲で最小限の額とする。

✓ 電力9社は、日本原電が行う平成25年4月の資金調達額を1,040億円以下に抑制するため、以下の資金対策に協力する。とりわけ、非受電会社は、自ら債務保証ができない状況に鑑み、最大限の協力を検討する。

(9社による協力)

① 日本原燃が日本原電に対し再処理前払金を返還することを容認すること

② 日本原電が保有する日本原燃の株式を買い取ること

(受電会社による協力)

③ 東海第二、敦賀1号・2号の定期検査費用の内、工事完了分を支払いすること

④ 平成25年度の実給料金を前払いすること(四半期分)

※なお、資金対策の内、①③④の実施を先行し、②については原電の資金需要を勘案し、必要に応じて実施する。

✓ 受電会社は、上記により抑制した外部資金調達額に対し、債務保証を行う。

日本原電の経営支援を訴える電事連の内部資料